

## 入札公告

和歌山県市町村教育情報化推進協議会（以下「協議会」という。）は、業務の共同調達について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和7年3月7日

和歌山県市町村教育情報化推進協議会会長

### 1 共同調達について

- (1) 本協議会の実施する共同調達とは、本協議会の構成団体である県及び市町村（学校組合を含む。）教育委員会（以下、「共同調達参加団体」と言う。）が、共同で業務の調達を行うことを言う。
- (2) 共同調達業務の入札及び協定の締結は、本協議会が執り行い、調達業務に係る契約は各共同調達参加団体と落札業者の間で個別に締結するものとする。  
調達についての詳細は、「令和7年度和歌山県市町村教育情報化推進協議会GIGAスクール運営支援センター業務仕様書」（以下、「仕様書」と言う。）に示すとおりとする。

### 2 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
令和7年度
- (2) 調達業務の名称  
令和7年度和歌山県市町村教育情報化推進協議会GIGAスクール運営支援センター業務
- (3) 調達業務の内容  
仕様書のとおり
- (4) 調達業務を実施する場所  
仕様書のとおり
- (5) 協定期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件入札に参加する資格を有する者は、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者であって、参加資格の審査において、参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約

できる者であること。

- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
  - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (7) 当該共同調達に参加する全ての団体が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (9) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。

#### 4 協定条項等を示す場所及び期間

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館6階  
和歌山県市町村教育情報化推進協議会事務局  
(和歌山県教育庁教育総務局総務課教育DX推進室内)

##### (2) 期間

令和7年3月7日（金）から令和7年3月25日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

## 5 入札説明書等を交付する場所及び期間

### (1) 場所

4の(1)に同じ。

### (2) 期間

4の(2)に同じ。

## 6 一般競争入札の場所及び日時等

### (1) 一般競争入札の場所及び日時

#### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁南別館6階604会議室

#### イ 入札日時

令和7年3月26日(水)午後3時30分

#### ウ 開札場所

アに同じ。

#### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本協議会により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で令和7年3月25日(火)午後5時30分までに本協議会事務局(和歌山県教育庁教育総務局総務課教育DX推進室内)に必着するように提出しなければならない。

## 7 入札方法

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11の(6)による再度の入札にあつては、この限りではないこと。

(4) 入札の際には、一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。

(5) 郵送により入札する場合には、(3)の入札書を入れた封筒及び一般競争入札参加資格要件適格認定通知書の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和7年3月25日(火)午後5時30分までに、和歌山県教育庁教育総務局総務課教育DX推進室へ必着させること。

(6) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり。

## 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は不要とする。

## 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、共同調達参加団体ごとに、それぞれの契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、各共同調達参加団体における契約保証金に関する規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本協議会により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等、入札時点で3に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、本協議会の事務局職員が立ち会うものとする。
- (3) あらかじめ定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない本協議会の事務局職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所以外に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

### ア 名称

和歌山県市町村教育情報化推進協議会事務局  
(和歌山県教育庁教育総務局総務課教育DX推進室内)

### イ 所在地

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話番号 073-441-3648

(2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要（各共同調達参加団体の財務規則等に則り契約書を作成するものとする。ただし、共同調達参加団体において契約書の作成を省略できる規定に該当する場合は、この限りでない。）

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

各共同調達参加団体の議会における議決を要する。ただし、共同調達参加団体によっては議決不要の場合がある。

(5) 契約の締結と関係予算の成立

この一般競争入札による契約の締結は、当該共同調達参加団体における当該契約に係る予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、本協議会との協定締結後であっても全部又は一部を無効とする。

また、当該共同調達参加団体の議会における当該予算についての審議状況に応じて、当該一般競争入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。